

藤井寺市同和行政

# 人権教育

推進プラン

I 推進プランの策定にあたって…………… 13

II これまでの取り組みの成果と課題…………… 13

III 基本視点…………… 14

- 1. 人権教育の基本的推進方向…………… 14
- 2. 人権尊重の視点に立った学校教育の推進…………… 15
- 3. 人権尊重の視点に立った社会教育の推進…………… 15
- 4. 学校、家庭、地域の連携の推進…………… 16

IV 具体的施策の方向…………… 16

<学校教育>

- 1. 学力向上の取り組み…………… 17
  - (1) 基礎・基本の確実な定着…………… 17
  - (2) 学習指導方法の工夫改善…………… 17
  - (3) 家庭・地域の教育力の向上…………… 17
- 2. 進路の保障…………… 17
  - (1) 進路指導の充実…………… 17
- 3. 人権教育の充実と啓発の強化…………… 18
  - (1) 学校における人権教育の推進…………… 18
  - (2) 教職員研修の充実…………… 18
  - (3) 教材等の充実…………… 18
  - (4) 学校間の連携…………… 18
  - (5) 人権教育研究団体への支援…………… 18
  - (6) 各学校における保護者への啓発…………… 19

<社会教育>

- 1. 社会教育及び生涯学習活動の充実…………… 19
- 2. 地域人権教育活動の充実…………… 19
- 3. 啓発事業の推進…………… 19

## I 推進プランの策定にあたって..

21世紀は「人権」と「共生」の時代であり、「人権教育のための国連10年」行動計画の策定をはじめ、教育に関しても、広く改革が進められている。完全学校週5日制とともに、平成14年度から実施される教育課程においては、個性重視の教育、社会の変化に対応し生涯にわたって学ぶことのできる力を養う教育、豊かな人間性を育む心の教育の重視など、教育の転換が図られているところである。

本市は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「日本国憲法」、「世界人権宣言」を基本理念として何人にも基本的人権を保障し、あらゆる差別をなくし、すべての市民が誇りと期待をもってお互いを尊重し合いながら、豊かさを共有する人間都市藤井寺市の実現を期して、平成9（1997）年に「人権を守る都市宣言」を行った。更に、ノーマライゼーションの理念に基づき高齢者や障害をもつ人をはじめすべての人々が安全で快適な生活ができるようまちづくりに努めてきた。また、平成9（1997）年11月に「藤井寺市人権教育のための国連10年推進本部」をつくり、今後市が人権教育や人権啓発をどのように進め、具体的に何をなすべきかについて検討した。そして「藤井寺市行動計画」を策定し、市民をはじめ地域・関係団体・関係機関との連携を図りながら、計画の推進に向け積極的に取り組んでいる。

同和問題をはじめとする人権問題の解決は、人々のたゆまぬ努力によって実現されるものであるが、そのなかでも教育は、その基礎を培うものとして大きな役割を担っている。とりわけ未来を担う子どもたちには、人権についての確かな知識と、問題解決のためのスキル(技術)、社会への責任感と行動力を育まなければならない。

本市教育委員会においては、「藤井寺市同和教育基本方針」に基づき、生涯学習の観点から、学校教育や社会教育の場において同和教育を実施してきたところである。しかし、社会情勢の変化及び子どもたちの実態の変化により、今後の新たな人権教育の課題に應じるため、「人権教育のための国連10年藤井寺市行動計画」を踏まえて、「藤井寺市人権教育基本方針」、「在日外国人教育に関する指導の方針」を新たに策定した。

また、すべての市民が人権について、よく知り、よく考え、行動できるよう、学校教育をはじめ、社会教育のあらゆる場において人権教育を推進していくため、この「教育推進プラン」を策定するものである。

本プランは、国、府の関係部局並びに市の関係行政機関と連携する施策をも含むものであり、とりわけ、教育委員会が、主体性を持って、関係諸機関・団体と連携して、総合的に推進するものである。

## II これまでの取り組みの成果と課題

「日本国憲法」は、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらに、

すべての国民は法の下に平等であることを保障している。本市においては同和問題の解決は国民的課題であるとの基本的認識のもとに諸施策を実施してきた。

本市教育委員会としては、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、人権尊重の精神に徹し、平和で民主的な社会の形成者の育成を期してきた。また、大阪府及び「藤井寺市同和教育基本方針」に基づき、すべての教育活動を通じて、子どもたちの発達段階に応じ、地域の実情に即し、教職員の研修を深めながら、同和問題解決のため、差別を許さない人間の育成に努めてきたところである。そのなかで、同和問題、障害者、子ども、女性、外国人などの人権問題解消の取り組みなどで一定の成果を上げるとともに、より豊かな人権感覚を育ててきた。

一方で、平成12（2000）年度実施の府の実態調査を見ると、今なお残る差別意識の問題や、共生社会実現の問題などの課題が残されている。さらに、環境問題や高度情報化社会にともなうプライバシーの侵害など、社会の変化とともに、新たな人権問題への対応が課題として求められている。

これらの解決のためには、これまで日常生活のなかで当たり前としてきたすべての事柄に対し、人権という物差しで判断し、人権を文化として創造し、ひろく浸透させていかなければならない。差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るためには、同和問題を人権問題の本質からとらえ、すべての人の人権を尊重していくための多様な人権教育・啓発の機会を提供する必要がある。

さらに、人権教育に係わる指導者の育成、また、人権に係わる関係諸団体との連携などにより、豊かな人権教育を進めていかなければならない。

## Ⅲ 基本視点

### 1. 人権教育の基本的推進方向

本市教育委員会は「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」づくりの基礎を培う教育の役割を認識し、「藤井寺市人権教育基本方針」に基づき、次の点より人権教育を推進していく。

- ①人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自らの課題として人権問題の解決に取り組める豊かな人権感覚を持った民主的な人間の育成をめざす。
- ②すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図るように努める。
- ③ひとりひとりがそれぞれのアイデンティティを保ちながら、共に豊かな社会生活を送ることができるように努める。
- ④ひとりひとりがかけがえのない存在として大切にされ安心して学ぶことのできる環境づくりに努める。
- ⑤人権に関する深い認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図るなかで、人権教育を推進していく。

また、人権教育を進めるにあたり、次の3つの側面を大切にしていく。

まず、人権及び人権問題について正しく理解するための、「人権についての教育」。次に、すべての人々に教育を受ける権利を保障する、「教育を受ける権利の保障」。そして、すべての教育が人権を尊重したものとして行われる、「人権が保障された教育」である。これらの側面を総合した教育として、学校教育及び社会教育において人権教育を推進していく。

## 2. 人権尊重の視点に立った学校教育の推進

21世紀を担う子どもたちは、すべての人々が互いに違いを認め合いながら共に生きる「共生」の視点に立ち、差別意識の解消を図り、人権文化を創造していくことが必要である。人権教育は、学校の教育のあり方を考える上で最も重要な柱である。これまで取り組んできた同和教育の成果を一層発展させるという認識のもと、人権尊重の視点にたって児童・生徒に自ら考え、判断し、行動できる力を育てること、また基礎・基本の確実な定着を図り、個性の伸長及び創造力やたくましく生きる力を養う教育が発達段階に応じて展開されなければならない。そして、同和教育、障害者、子ども、女性、高齢者、在日外国人等に関わるさまざまな人権問題に対し前向きに取り組んでいく態度を育てていくことが大切である。

進路指導については、児童・生徒が多様な進路選択が可能となるような学習の場の設定とともに、進路についての多様な価値観を認め合える教育を推進していく必要がある。

また、学校において人の心を傷つけたり、いじめ等が依然として跡を絶たない状況を踏まえ、児童・生徒の人権擁護を基本として、教職員自らが人権尊重の精神に徹するとともに、同和教育をはじめとする人権教育を推進し、学校がすべての児童・生徒にとって豊かな人間形成の場となるように努めることが重要である。

効果的でより厚みのある人権教育を推進する上で学校・地域社会・家庭の三者が子どもを中心に有機的に連携を深める必要がある。そのため人権教育の推進にあたっては、学校が子どもたちの学習ネットワークの要となり、地域社会や家庭への情報発信と啓発を積極的に進めていく必要がある。

## 3. 人権尊重の視点に立った社会教育の推進

生涯学習の観点に立つ社会教育は、自己実現や生活の向上をめざした個々人の自発的な活動であり、その学習によって得られた知識や能力を自らの生活のなかに活かすとともに、さまざまな社会的課題にも広く目を向け、その解決や地域の発展に役立てていくことが、真に豊かな生活の実現につながるものである。

また、あらゆる機会を通じて基本的人権の理念の普及と同和教育をはじめとするさまざまな人権に関わる問題の理解を促進し、人権を基調とした差別のない明るい藤井寺市の実現に努めなければならない。このためには、家庭や地域の教育力を高め、社会の変化にともなう新たな人権問題を解決できるよう、ひろく市民を対象とした人権尊重の視点に立った社会教育の積極的な推進に努める必要がある。

#### 4. 学校、家庭、地域の連携の推進

核家族化や少子化など今日の子どもをめぐる社会情勢の変化のなかで、異年齢間の交流や遊びが減少し、自然体験や社会体験の不足等による社会性の欠如や他を思いやる心の希薄さが問題となっている。更に、家庭の教育力の低下や地域社会における共同体意識の希薄化にともなって地域の人たちのかかわり合いが少なくなってきたことが指摘されているところである。ノーマライゼーションの理念を踏まえ、ひとりひとりが大切にされるまちづくりのためには、これらの課題を克服するため、学校・家庭・地域の連携が強く望まれるところである。

このような状況を打開するため、平成14（2002）年度より、完全学校週5日制を実施し、「ゆとり」のなかで「生きる力」を育む学校教育、地域の教育力を活性化させる地域コミュニティづくりを進めている。大事なことは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を再認識し、それぞれの教育力を高め連携・協力していくことである。

そのためには、まず学校を開かれたものとし、その教育情報を積極的に家庭や地域に提供し、家庭や地域と連携した人権教育を推進し、地域の教育資源を積極的に活用するなどしてさまざまな体験学習や人々との出会いを通して、豊かな職業観や主体的に行動する力を育むことが大切である。一方、家庭に対しては、子育て支援を通して家庭の教育力を高めたり、PTA活動の活性化に努めるなど、総合的な相談機能の強化や学習の場の充実に努める必要がある。

また、地域社会においては、子どもが自発的に活動し、遊びの集団を組織して相互につながりが持てるようにするため、地域で主体的に活躍できる場を創造していくことが重要である。そのため、地域の活動や親子活動等への支援体制を整備していく必要がある。

## IV 具体的施策の方向

### <学校教育>

児童・生徒が自分の将来に夢と希望を持ち、自らの将来を切り開いていく「生きる力」を身につけるため、基礎・基本の確実な定着とともに、参加体験型学習など、指導法の工夫改善に努め、魅力的な学習活動を展開することが大切である。また、多様な進路選択の実現と進路の保障に努めるとともに、生涯学習の基礎を培うことが重要である。

そして、児童・生徒の発達段階に応じて、すべての学校において同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を正しく理解させるとともに、その基盤となる人権意識を育てなければならない。

#### 1. 学力向上の取り組み

### (1) 基礎・基本の確実な定着

児童・生徒が学習する楽しさと意義を感じるためには、基礎・基本を身につけるための取り組みを充実させなければならない。特に個別指導、個別学習についての研究に努め、学習面で課題のある児童・生徒に対する指導と支援に努める。

### (2) 学習指導方法の工夫改善

児童・生徒が学習する楽しさと意義を感じるためには、自分で課題を見つけて学習を深めていく力と姿勢を身につけることが重要である。そのため、学習のなかに自己選択や自己決定の場を取り入れたり、体験活動を取り入れるなど、児童・生徒が自己の個性を発揮しながら主体的に学習に取り組めるよう、授業の在り方の研究や教材開発、指導方法の工夫・改善を図る取り組みを支援する。

### (3) 家庭・地域の教育力の向上

学力を向上させるためには、学校における学習活動とともに、家庭における自学自習の姿勢と習慣を身につけさせる指導・支援が必要である。親子の会話や読書の機会を増やすことや、保護者に対する子育て支援を充実するなど、家庭の教育力の向上を図らなければならない。また、地域の文化や地域のつながりを大切にするとともに、そのなかで子どもたちが育つ地域の環境づくりが大事である。このことを踏まえ、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、子育てのあり方について研究を深め、地域の施設や人材を有効に活用して、地域社会で児童・生徒を共に育てる取り組みの強化を図る。

## 2. 進路の保障

### (1) 進路指導の充実

ひとりひとりの適性・能力に応じた多様な進路選択を可能とする学力の育成を図るためには、児童・生徒が日常の学習活動に興味・関心を持って取り組み、自ら学ぶ意欲を高めることが必要である。

児童・生徒自らが希望を持ってこれからの生き方や進路を決定する力を高めるため、進路に関する多様な情報を提供するとともに、地域社会のさまざまな職業に関わる人の話を聞かせたり、地域の職業を体験する活動の場を設けたりするなど、豊かな職業観を養う場づくりをする必要がある。また、各学校においては、児童・生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、支援体制を充実する必要がある。

特に、就職を希望する生徒については、関係機関との連携を密にして、総合的な職業相談を実施するとともに、生涯学習の観点に立って、働きながら学んでいくことの大切さについても指導する必要がある。

さらに、採用選考試験を受けるにあたっては、「統一応募用紙」の趣旨及び「受験報告書」の記入を徹底し、差別選考の根絶に努める。

卒業後の進路状況について、高等学校、関係部局、関係機関と連携し、その実態の把握に努め、中学校における進路指導の改善・充実に資するとともに、高校中途退学などの防止に役立てる。

### 3. 人権教育の充実と啓発の強化

#### (1) 学校における人権教育の推進

すべての学校において、今後とも、同和教育をはじめとする人権教育を一層推進する必要がある。その際、児童・生徒に同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解と認識をもたせるだけでなく、児童・生徒の感性をより豊かに育むとともに、人権問題に適切に対処できるスキル（技術）や態度の育成にも力点を置くことが重要である。そのためには、さまざまな人権問題を児童・生徒が自身の課題として捉え、体験の場や実際に活動することを通して、主体的に学習を進めることができるよう総合的に人権学習を進めていく必要がある。

#### (2) 教職員研修の充実

同和教育をはじめとする人権教育を推進していくためには、指導者である教職員自身の資質の向上が不可欠である。殊に、管理職自身鋭い人権感覚を身につけるため研鑽に努めなければならない。さまざまな人権問題に関わる科学的な認識を深め、自分自身の生き方としての人権感覚を身につける必要がある。教職員の認識を深めるためには、以前から実施している地域のフィールドワークをさらに充実させるなど、差別の実態から学ぶことが重要である。さらに、児童・生徒にスキルや態度を育成していくための参加体験型の新しい手法を取り入れたりする必要がある。また、人権総合学習として、児童・生徒が自身の課題として捉えた人権問題を解決していくための学習を今後充実していけるよう研修会を実施していく必要がある。

#### (3) 教材等の充実

児童・生徒の発達段階に応じて、各教科における同和教育をはじめとする人権教育のプログラムや教材を開発し、それらの活用に努める。また、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について学ぶ上での副読本の活用がより充実したものとなるよう努める。

#### (4) 学校間の連携

同和教育をはじめとする人権教育について、現在、中学校区単位で行われている研究・研修の一層の活性化に努め、校区において子どもを中心とした学校間の連携を図っていく。そのため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、養護教育諸学校及び高等学校間の組織的連携体制を確立する。

#### (5) 人権教育研究団体への支援

「藤井寺市同和教育研究協議会※」においては、幼稚園、小・中学校における実践的な同和教育等の研究を深め、その研究成果の普及に努めているところである。今後同研究協議会との連携をより密にするとともに一層の支援に努める。（※平成14年に「藤井寺市人権・同和教育研究協議会」と名称変更予定）

#### (6) 各学校における保護者への啓発

家庭の教育力の向上へ向けた保護者との連携及び、PTA活動における同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の正しい理解と認識の促進を図る。

## ＜社会教育＞

### 1. 社会教育及び生涯学習活動の充実

近年における都市化や少子化、核家族化の進行、就業形態の多様化などにより、生活環境が大きく変わってきている。とりわけ青少年を取り巻く環境が変化し、一つの価値観のみでおしはかることのできない社会の仕組みになってきている。特に、情報化に伴うマスコミ等からの影響が強く、そのため、人権無視の言動が無意識のうちに行われるなどの基本的な判断力の弱さがみられる

このような状況のなかで、学校・家庭・地域社会が連携し、人権尊重の視点に立った社会教育を推進していく必要がある。また、すべての市民がさまざまな人権に関する問題の解決に向けた取り組みに主体的に参加できるよう、啓発活動の推進に努める。

### 2. 地域人権教育活動の充実

市民が家庭や地域社会において、同和問題をはじめとするさまざまな人権に関する問題について、正しい理解と認識を深め、その解決に向けて取り組めるよう自発的な学習活動を促がすための啓発活動を進めるとともに、図書館における人権関係蔵書の充実、生涯学習センターや公民館事業等各施設における学習機会の充実を図る。

また、市民の多様な学習ニーズに対応できるよう関係機関と連携を図りながら、学習内容の研究開発、指導の充実に努める。

### 3. 啓発事業の推進

広く市民の人権意識の高揚を図るため、啓発内容や手法に創意工夫を凝らすとともに社会教育施設等における啓発活動の充実に努める。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体等に対する啓発活動を推進するとともに、指導者の資質及び指導力の向上を図るために、学習プログラム、教材の開発とその積極的活用に向けて、指導・助言に努める。